

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野辺地町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県野辺地町長

公表日

令和3年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>個人住民税は地方税法(第二章第一節(道府県民税)および第三章第一節(市町村民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。</p> <p>個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。</p> <p>これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>具体的な事務</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税、所得税申告受付②個人住民税の賦課③個人住民税扶養等照会④個人住民税の徴収⑤個人住民税の減免⑥個人住民税の滞納整理⑦各種税証明書の発行
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、住民記録システム、確定申告支援システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第20条	
③情報提供の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項) 2. 別表第二省令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、24、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条、22条の3、22条の4、24条の2、24条の3、26条の3、31条の2、31条の3、43条の3、43条の4、44条の2、49条の2、59条の2、59条の3	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野辺地町役場 税務課 青森県野辺地町字野辺地123番地1 電話番号0175-64-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	野辺地町役場 税務課 青森県野辺地町字野辺地123番地1 電話番号0175-64-2111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[○]委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[○]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 五十嵐 洋介	課長	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策各設問	なし(様式改訂により追加された項目のため)	<p>【1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類】</p> <p>A. 基礎項目評価書</p> <p>【2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)】</p> <p>Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である</p> <p>【3. 特定個人情報の使用】</p> <p>Q. 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である</p> <p>Q. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である</p> <p>【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託】</p> <p>A. 委託しない</p> <p>【5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)】</p> <p>A. 提供・移転しない</p> <p>【6. 情報提供ネットワークシステムとの接続】</p> <p>Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である</p> <p>Q. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である</p> <p>【7. 特定個人情報の保管・消去】</p> <p>Q. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である</p> <p>【8. 監査】</p> <p>Q. 実施の有無</p> <p>A. 自己点検</p> <p>【9. 従業者に対する教育・啓発】</p> <p>Q. 従業者に対する教育・啓発</p>	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月11日時点	令和3年3月1日時点	事後	